

長野県革新懇ニュース

2020年11月号
発行日 11月10日
会費 2,000円
購読料 3,000円(送料込)
振替 00510-3-15971

258

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人: 山口光昭 編集長: 高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL: 026-234-1231 FAX: 026-234-2219 メール: mail@nagano-kakushinkon.com

==== 今号の主な記事 =====

- 1面 木嶋日出夫さんインタビュー
- 2面 1面続き、「近現代信州の歴史回廊」村山隆さん
- 3面 「核兵器禁止条約の力を発揮し平和な世界に」 藤森俊希さん
「地域に根付く非戦の思い」 清水将弘さん、読者の声、漢字パズル
- 4面 雨よ降れ「非接触」の時代 窪島誠一郎さん
写真で辿る信州と戦争 青い召集令状(1) 北原高子さん
映画評論『世界でいちばん貧しい大統領』内山到さん

長野県革新懇

検索



1946年生まれ。1971年司法研修所卒業、弁護士登録、旧林百郎法律事務所入所。1990年衆院選当選。以後3期衆議院議員を務める。現在、岡谷市の信州しらかば法律事務所長。

歴史的な判決を勝ちとった

特養 あずみの里 裁判

木嶋 日出夫 さん

(特養あずみの里裁判・弁護団長)

まともな捜査をせず
見込みにより起訴

事件の経過は、今から7年前の2013年12月12日午後3時15分頃と言われていますが、安曇野市にある特別養護老人ホーム「あずみの里」の1階食堂で、85歳の入所者の女性Kさんがおやつ(ドーナツ)を食べていた時に、物音もせず、もがきもせずにつつと意識を喪失して椅子にもたれてしまったということが発端です。それを発見したのはおやつ介助の当番であった介護士のMさんですが、その時にKさんに背を向けるような形で、反対側にいた男性入所者にゼリーを食べさせていたのが准看護師の山口けささんです。発見者のMさんと山口さんがすぐに介助して、酸

素吸入など色々手当を尽くし、松本協立病院に救急搬送しました。残念ながらKさんは、自発呼吸は戻ったものの意識は全く回復しないまま、約1ヶ月後の翌2014年1月16日にお亡くなりになりました。起きた出来事はそれが全てです。

それで、その問題を捉えて安曇野警察署ではなく長野県警本部が捜査に入ってきたのが、1月7日です。多数の捜査員を「あずみの里」に送り込んで、関係書類をほとんどすべて押収していつて事件と決め付けたわけです。それには二つの理由があって、一つは、ドーナツを食べて窒息したためであるとしたこと、もう一つは、隣に座っていた山口さんが見守りをしなかったからだという事です。しかし、Kさんは自分でどんどん食べることができたし、嚥下機能もまったく悪くなかった。介助する必要があるというところ、県警は、事故が起きたことをとらえて、たまたまKさんに背を向けて隣で他の人の介助をしていた山口さんを見守り義務違反だと決めつけて、その年の5月に業務上過失致死容疑で送検したわけです。長野地検松本支部は、まともな捜査をしないで、2014年12月26日に山口さんを長野地裁松本支部に起訴したわけです。

訴えの中身を変え

裁判を強引に継続

弁護団は、そもそもこの案件は刑事事件になるようなものではないと、徹底的に真相を調べました。警察や検察は

ほとんどまともな捜査をしていないのです。そもそも窒息で死んだという証拠も何もないし、見守り義務ということも現場の状況からして考えられない。嚥下機能の悪くない人が適正なおやつを食べる事は危険行為でもなんでもないので、それを数少ない介護士が見守っていかなければならないという、検察の論理に立つたら介護は成り立ちません。

そのことを主張して徹底的に検察を追及していきまし。弁護団は現地調査で事実をつかんでいましたから、何で見守り義務が発生するのだと詰め寄ったら、検察はまともな答えられませんでした。そうした中で、注視する義務は成り立たないと検察も考えたのでしょね。それはもう断念して普通ならそれで事件は終わるはずなのですが、

苦し紛れに検察が持ち出してきた罪の内容は、ドーナツを与えたことが過失なのだという事です。何故かと言うと、ちょうど6日前に介護士の皆さんがKさんに与えるおやつを普通系(ドーナツ)からゼリー系に変えたのです。その理由は、窒息の恐れがあるからということではなく、10月の入所から12月上旬までの間に2度嘔吐したことがあり、その原因は明らかに食べ過ぎだったので、量の少ないゼリー系に変えたわけです。実際にKさんのおやつは12月6日からドーナツではなくてゼリー系に変わっていたのですが、それは介護士さんたちが決めたことであって、その記録は介護記録にしか書いてないわけです。山口さんは准看護師で看護職ですから、介

無罪判決を喜ぶ支援者(東京高裁前)



護士さん達の記録を見るシステムになっていなかったの、山口さんは変更を知らず、ドーナツを配ったわけです。それを検察は捉えてきて、漫然とドーナツを配ったから窒息して死なせてしまったのだと主張したわけです。まさに異例な話ですが、おやつ(ドーナツ)を配ったという事実を認める義務を怠ったと認定されたわけです。おやつ(ドーナツ)を配ったという事実を認めた上で、刑事裁判を維持してきたわけです。こういうことを訴因変更というのですが、要するに裁判の訴えの中身を変えてしまった。喩えて言えばスピード違反で起訴したところ、スピード違反ではなさそうなので、前方注視義務違反に訴えの中身を切り替えてしまったということです。本当にひどい話

なのですが、弁護側はそんな裁判の土俵を作り変えることは許されないということに争ったのですが、松本の裁判所は訴因の変更を軽々しく認めてしまい、結局最高裁も安易に追認してしまいました。それで裁判が進んでいて、2019年3月25日に長野地裁松本支部で判決となりました。そうしたら案の定、見守り義務違反は無罪でした。ところが、訴えの変更をしたおやつ(ドーナツ)を配ったという事実を認めた上で、刑事裁判の方に裁判所は飛びついて、それで「過失あり」と認定してしまいました。

事実を捻じ曲げた

一審の判決

【2面に続く】